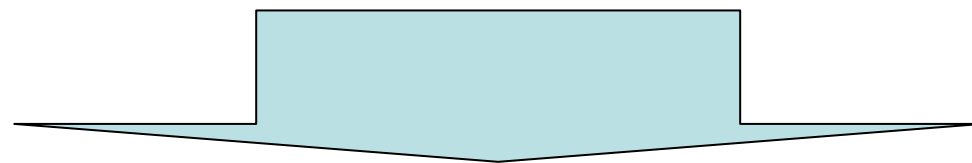


～ 4 鳥獣の捕獲に関する制度 ～

捕獲による被害の軽減

狩猟による捕獲

有害鳥獣捕獲（応急的な被害対策としての捕獲）



特定鳥獣保護管理計画制度（平成11年創設）に基づき計画的な捕獲（個体数調整）

特定鳥獣保護管理計画制度の概要

1. 計画のねらい: 地域的に著しく増加している種等について、種の維持を図りつつ、農林業被害の軽減等を図るための鳥獣の管理
2. 策定主体: 都道府県が策定
3. 対象: イノシシ、シカ、サル等の地域的に著しく増加している種、またはクマ等の地域的に著しく減少している種。
4. 計画内容: 個体数管理、被害防除対策、生息環境の保全、整備、その他
5. 特例措置: 猟期の延長、狩猟禁止、制限の解除または緩和。

計画の策定状況(平成18年1月31日現在の計画数)

イノシシ13、ニホンジカ32、ニホンザル11

ツキノワグマ10、ニホンカモシカ6

鳥獣の捕獲には知事の許可が必要

鳥獣の捕獲等は、原則的には禁じられており、以下の場合にのみ可能となる。

- ・都道府県知事の許可を受けた捕獲
- ・狩猟による捕獲(北海道以外:毎年11月15日～翌年2月15日)
(北海道:毎年10月1日～翌年1月31日)

許可の要件

学術研究

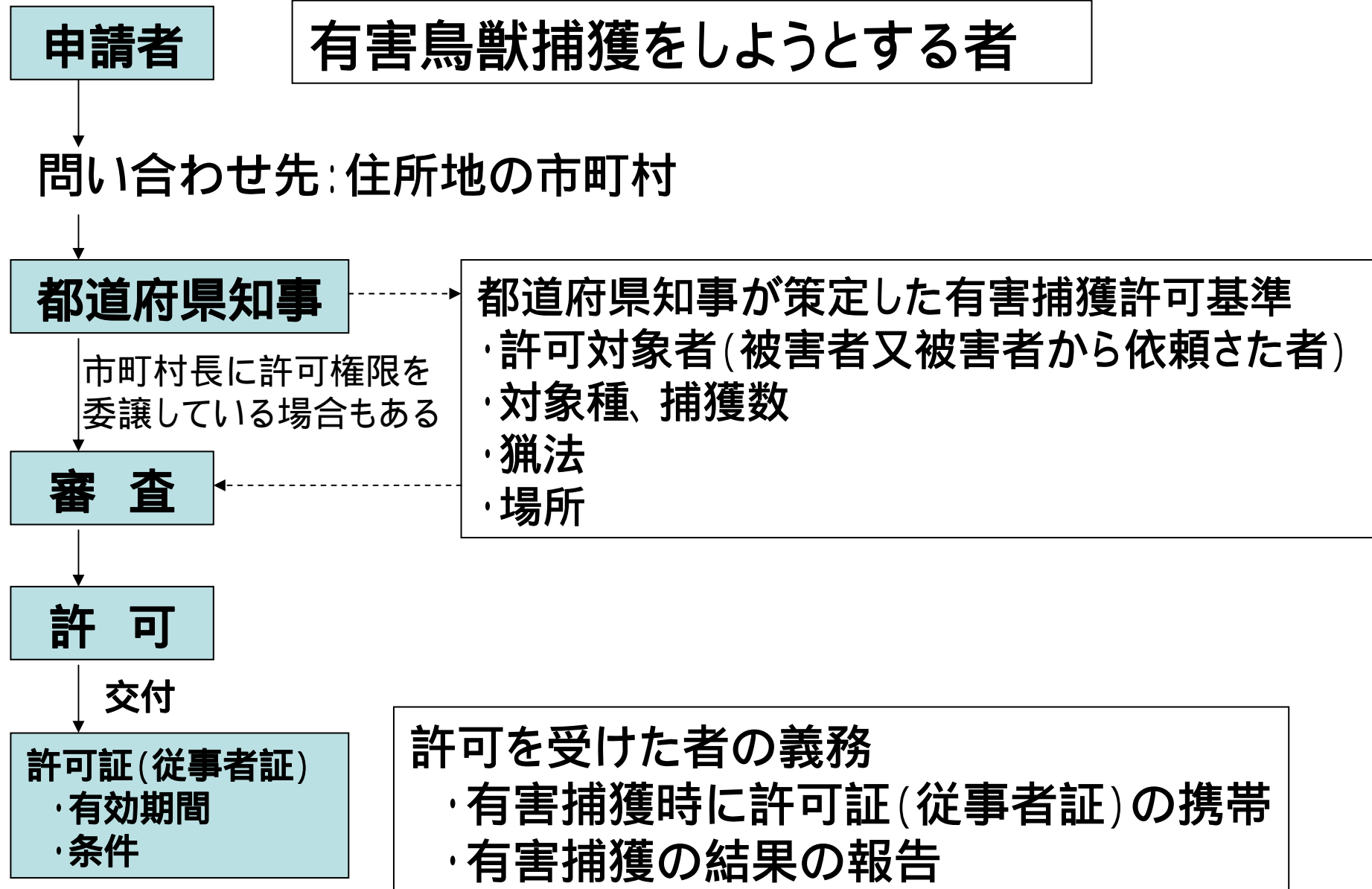
生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害防止
(有害捕獲)

特定鳥獣の数の調整

その他環境省令で定められている目的

農作物に被害があれば有害捕獲申請ができる。

捕獲許可の申請手続き



鳥獣の狩猟には免許が必要

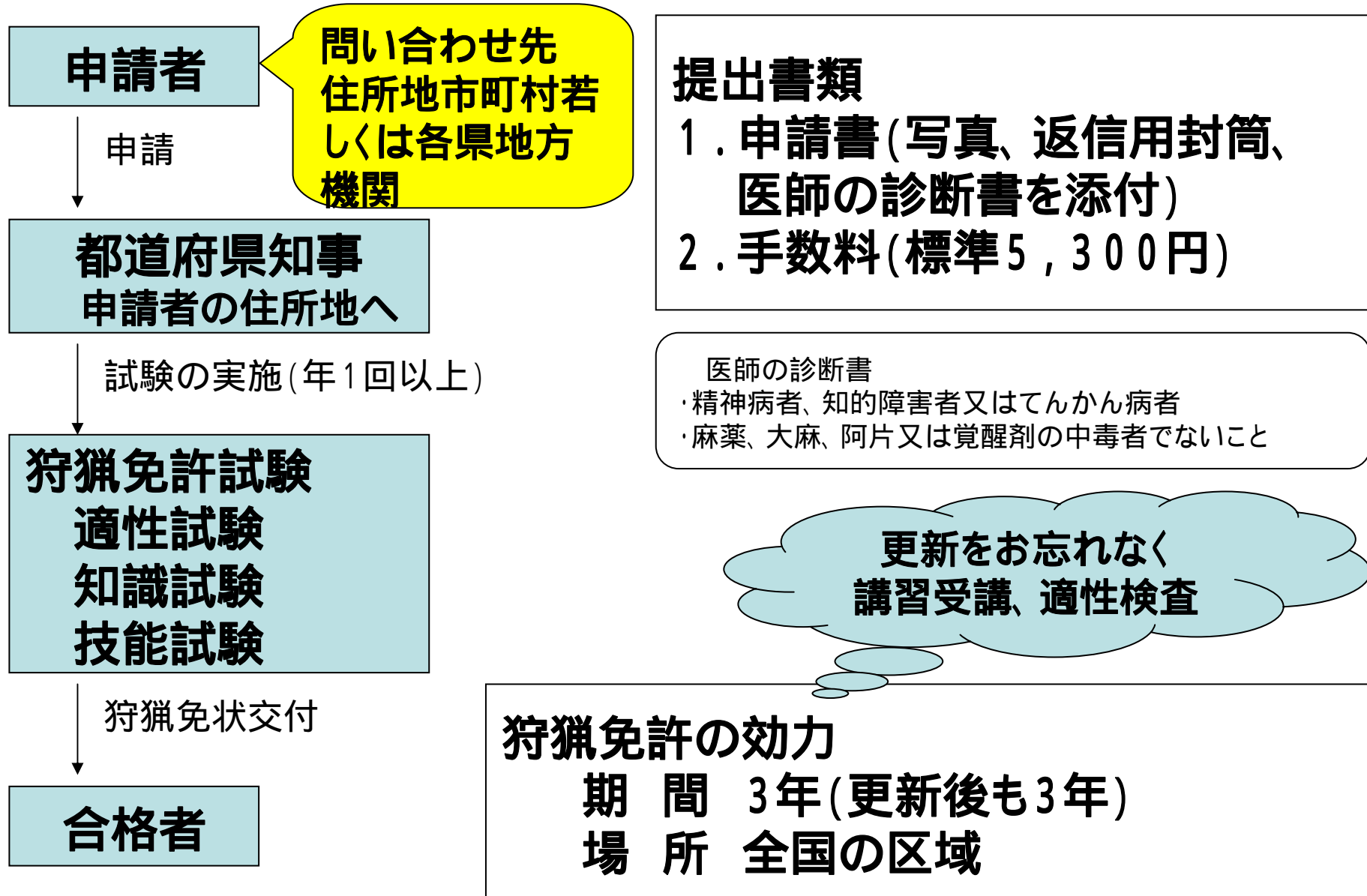
猟具	狩猟免許の種類
むそう網、はり網、つき網、なげ網 くくりわな、はこわな、はこおとし、 とらばさみ、囲いわな	網・わな猟免許
装薬銃(ライフル銃、散弾銃)、 空気銃(圧縮ガス銃を含む)	第一種銃猟免許
空気銃(圧縮ガス銃を含む)	第二種銃猟免許

) 網又はわな特区では、網とわな猟の免許を分けて取得することが可能

禁止猟法

爆発物、劇薬、毒薬、据銃、落とし穴、つり上げ式のくくりわな、
かすみ網(乱獲を防止するため、所持、販売も禁止される)

狩猟免許の申請手続き



狩猟免許試験の概要（適性試験）

適性試験の合格基準

科目	合格基準
視力	1. 網・わな猟免許に係る適性試験にあっては、視力が両眼で0.5以上。 2. 第一種・第二種銃猟免許に係る適性試験にあっては、視力が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力を有する。
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢又は体幹に障害がないこと。

狩猟免許試験の概要（知識試験）

1. 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

- (1) 鳥獣保護及び狩猟に関する法律の目的
- (2) 狩猟鳥獣、猟具、狩猟期間
- (3) 狩猟免許制度
- (4) 狩猟者登録制度
- (5) 狩猟鳥獣の捕獲が禁止又は制限される場所、方法、種類等
- (6) 鳥獣捕獲等の許可、鳥獣の飼養許可並びにヤマドリの販売禁止
- (7) 猟区
- (8) 狩猟者の狩猟に伴う義務(違法捕獲物の譲渡禁止を含む)

2. 猟具に関する知識

網・わな猟免許

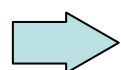
- (1) 網及びわなの種類、構造及び機能
- (2) 網及びわなの取扱い(注意事項を含む)

第一種銃猟免許(第二種銃猟免許)

- (1) 銃器の種類、構造及び機能
- (2) 銃器及び実包の取扱い(注意事項を含む)

3. 鳥獣に関する知識

- (1) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤解されやすい鳥獣の形態(獣類にあっては足跡の判別)
- (2) 狩猟鳥獣及び狩猟鳥獣と誤解されやすい鳥獣の生態(習性、食性等)
- (3) 鳥獣に関する生物学的な一般知識



合格基準は70%以上

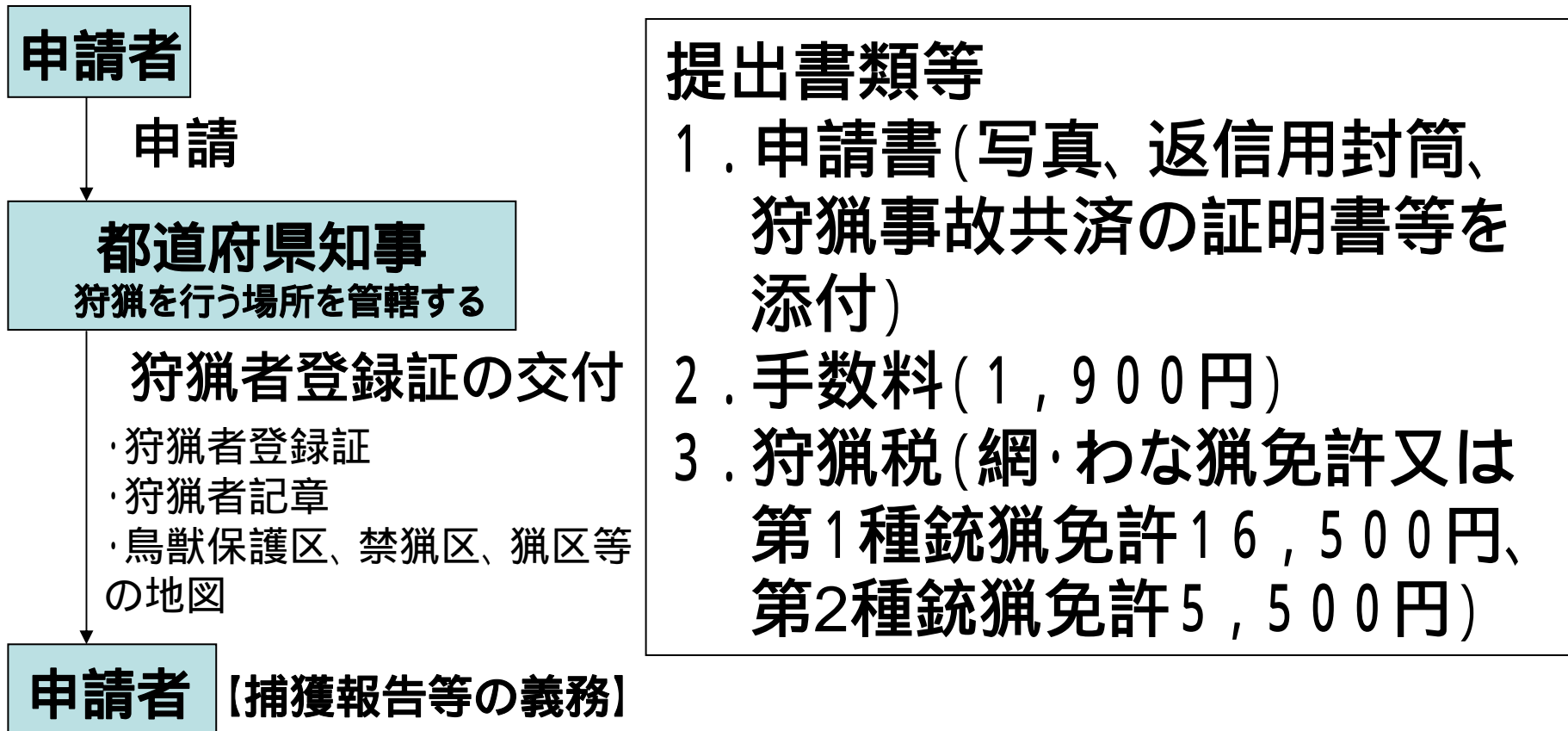
狩猟免許試験の概要（技能試験）

区分	課題内容
網、わな猟免許	1. 猟具の判別 2. 猟具の架設 3. 鳥獣の判別
第一種銃猟免許	1. 銃器の点検、分解及び結合 模造銃を使用 2. 銃による装填、射撃姿勢、脱砲 3. 団体行動の場合の銃器の保持、銃器の受渡し 4. 休憩時の銃器の取扱い 5. 空気銃による圧縮、装填、射撃姿勢 模造銃を使用 6. 距離の目測 7. 鳥獣の判別
第二種銃猟免許	1. 空気銃による圧縮、装填、射撃姿勢 模造銃を使用 2. 距離の目測 3. 鳥獣の判別

 **合格基準は減点式採点法により70%以上**

狩猟者登録が必要

狩猟を行う場合は、狩猟免許を取得し、狩猟をしようとする地域を管轄する都道府県の狩猟者登録を受けることが必要。



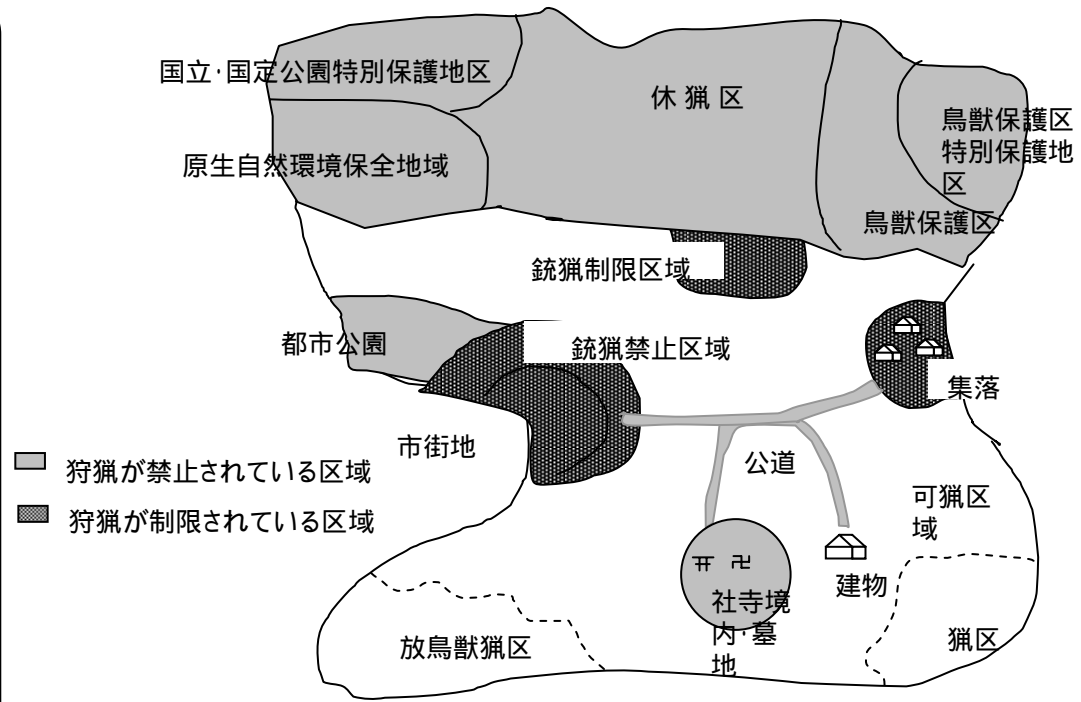
狩猟実施可能地域

狩猟が禁止されている区域

公道、社寺境内、墓地、国立・国定公園等の特別保護区、原生自然環境保全地域、鳥獣保護区、休猟区

銃猟が禁止されている区域

日出前及び日没後、住居地域、多数の者が集合する場所において人・動物・建物・電車・自動車・船舶等に向かって銃を使った狩猟



区域の名称	設定目的	狩猟制限の有無
鳥獣保護区	野生鳥獣の保護繁殖	狩猟の禁止
休猟区	減少している狩猟鳥獣の増加	狩猟の禁止
銃猟禁止区域	銃猟による危険の予防	銃による狩猟禁止
銃猟制限区域	銃猟による危険の予防	銃による狩猟制限
猟区又は放鳥獣猟区	狩猟鳥獣の捕獲調整	なし

有害鳥獣捕獲の場合には、休猟区や鳥獣保護区でも捕獲が可能。

狩猟鳥獣の種類

鳥類(28種)		獣類(20種)	
ゴイサギ	マガモ	タヌキ	キツネ
カルガモ	ヨシガモ	ノイヌ	ノネコ
ヒドリガモ	オナガガモ	テン	イタチ(オス)
ハシビロガモ	ホシハジロ	チョウセンイタチ(オス)	ミンク
キンクロハジロ	スズガモ	アナグマ	アライグマ
クロガモ	エゾライチョウ	ヒグマ	タイワンリス
ウズラ	キジ(オス)*2	ハクビシン	シマリス
ヤマドリ(オス)*1	コジュケイ	ニホンジカ(オス)	ヌートリア
バン	ヤマシギ	イノシシ*3	ノウサギ
タシギ	キジバト	ユキウサギ	
ヒヨドリ	スズメ		
ニューナイスズメ	ムクドリ		
ハシボソガラス	ハシブトガラス		
ミヤマガラス			

サルは狩猟鳥獣ではありません

➔

有害鳥獣としての捕獲は可能

注) *1:亜種のコシジロヤマドリを除く。*2:亜種のコウライキジを含む。*3:雑種のイノブタを含む。
 狩猟鳥獣であっても、地域・種によっては捕獲禁止又は捕獲制限の行われている種もある。

「網猟又はわな猟免許」特区の活用

鳥獣による農林業被害等を防止し、適正な鳥獣の保護管理の推進と狩猟における安全性の確保を図るために地方公共団体が内閣総理大臣に構造改革特別区域計画を申請し認定された場合、網又はわなのいずれかの狩猟免許を受けることができます。

これにより、わなのみの免許取得が可能となります。

「網又はわなを指定しての狩猟免許取得の容認」特区計画の概要（第9回認定分）6県

単位：人

都道府県名	特区の名称	特区の区域の範囲	網・わな猟免許の新規取得者数	
			2004年	2005年
鳥取県	「イノシシわな猟免許取得促進」特区	鳥取県の全域	60	151(19)
島根県	らくらく取得「しまね網・わな猟免許」特区	島根県の全域	79	279(234)
香川県	さぬき有害鳥獣対策特区	香川県の全域	49	71(47)
長崎県	ながさき有害鳥獣対策わな猟免許特区	長崎県の全域	224	130(102)
大分県	大分わな猟免許特区	大分県の全域	140	197(49)
兵庫県	ひょうご狩猟免許取得推進特区	兵庫県の全域	90	165

兵庫県においては、認定されたばかりですので、現時点ではわなのみの狩猟免許試験は実施されていない。()内はわな限定免許

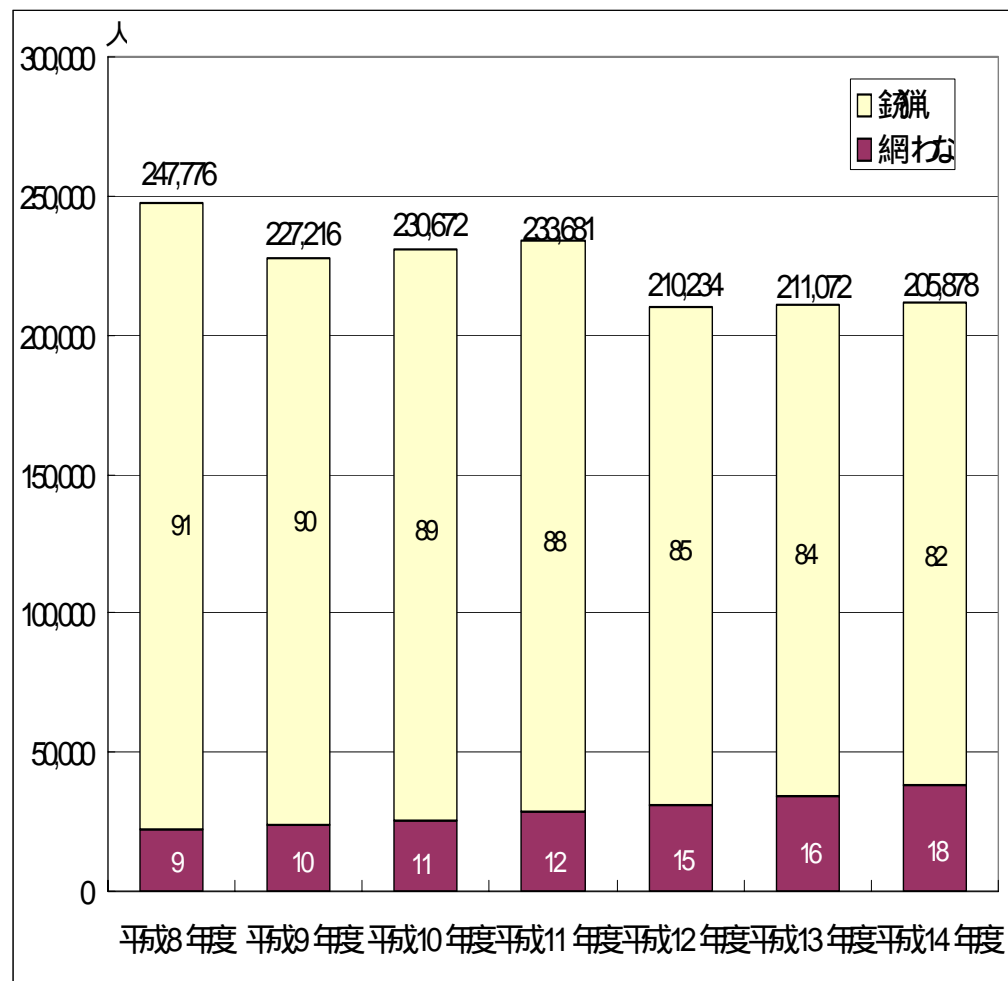
種類別狩猟免許取得者数の推移

平成14年度の
網・わな猟免許取得者数の割合が、
全体の約2割。

網・わな猟免許取得者数の割合が
増加傾向。

特区活用による
わな猟免許取得の
促進。

種類別狩猟免許の取得者数の推移



環境省「鳥獣統計」より